

	号外	定価1部2円	8月8日の人事院勧告を経て、給与改定のたたかいは県人事委員会勧告闘争へ！8月下旬からスタート。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2017人勧闘争⑤ 8.4公務員連絡会・人事院総裁交渉

4年連続賃上げ勧告実現へ 月例給 官民較差0.1%半ば・若年層に重点配分 一時金 +0.1月 (4.30月⇒4.40月) 改定・勤勉手当へ 人勧は8月8日…8月下旬に県人事委員会勧告闘争スタート！

公務員連絡会(議長:石原富雄国公連合委員長)は、8月4日、最終局面となる一宮人事院総裁交渉を行い、人勧を巡る最終回答を求めた。

一宮総裁は、勧告日は8月8日であること、月例給に関し、官民較差は「0.1%台半ば(600円前後)」となる見込みであり、「民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,000円引き上げることとし、若年層も同程度の改定を行う。その他は400円の引上げを基本に改定する」とした。その上で、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置者には給与改定しても実際には引上げとならず、較差残が生じることから、本府省業務調整手当を本年4月に遡及して引上げるとした。



最終回答を求める公務員連絡会交渉団



回答を示す一宮総裁(左)

一時金に関し、官民較差は「0.1月分の増加となる見込み」であるとし、勤勉手当に配分すること、「増加分は今年度は12月期の勤勉手当に充て、来年度以降は0.05月分ずつ、6月期と12月期の勤勉手当に充てる」とした。一方、住居手当は、「受給者の増加動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の住宅手当の支給状況を踏まえ必要な検討をする」とし、手当改定を見送った。

長時間労働の是正に関しては、本年の人勧の報告において、長時間労働の是正のための官民の先進事例の提供や実効性ある是正策の措置を検討することを言及するとした。

8月8日の人勧を経て、8月下旬には県地方公務員共闘会議(議長:佐藤淳一岩教組委員長)が県人事委員長に対して17県人勧に係る要請書を提出し、県人事委員会勧告闘争をスタートさせる予定だ。組合員の引き続きの結集をお願いする。

【人事院総裁交渉の概要】

○ 給与改定

- ・月例給の官民較差は0.1%台半ば（600円前後）となる見込みである。一時金は0.10月分の増加となる見込み。増加分について、今年度分は12月期の勤勉手当に、来年度以降は0.05月分ずつ6月期・12月期の勤勉手当に充てる。
- ・本年も給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引き下げに伴い経過措置を受ける職員については、実際に支給される額は増加せず、なお較差が残ることから、較差解消のため、本府省業務調整手当の支給額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施する（8月3日審議官交渉回答）。
- ・俸給表の改定は、初任給を1,000円引き上げることとし、若年層も同程度の改定を行う。その他は400円の引上げを基本とする。

○ 住居手当（改定なし）

- ・受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行う。

○ 再任用職員の給与（改定なし）

- ・民間企業の再雇用者の給与の動向や運用状況を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意して、必要な検討を行う。

○ 長時間労働の是正（報告で言及予定）

- ・超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、組織全体として業務量の縮減等に取り組むことが必要であること、人事院としても官民の参考事例の収集や提供等により、取組を支援することを言及する。
- ・上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、実効性ある措置を検討すること等について言及する。
⇒（交渉団）勤務時間管理や上限規制などを含めた、より実効性ある具体策に踏み込まなかったことは、職員の健康安全や人材確保の観点から残念であり、一層の対策を求める。

○ 定年延長

- ・質の高い行政サービスの維持のためには高齢層職員を戦力として活用することが不可欠。そのため、採用から退職までの人事管理の一体性及び連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置や処遇も可能となるため、定年の引上げが適当である。
- ・組織活力の維持のための方策として、政府全体で検討を進める必要があり、人事院としては、定年の引上げに係る人事管理制度の見直しを2011年の意見の申出以降の諸状況の変化を踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討を進める。
⇒（交渉団）政府の骨太方針に「公務における定年延長の具体的検討」を明記し、他方、再任用制度の限界も極まりつつある中で、人事院の改めでの主体的な対応が求められたが、積極的提起を見送ったのは機を失するもの。

またまた... 官僚“お手盛り”の引上げ改定・地方との賃金格差拡大へ

人事院は、今年度の官民較差について、給与制度の総合的見直しの影響から、給与改定してもなお、較差が解消されないとし、昨年度に引き続き、本府省業務調整手当を本年4月に遡及して引き上げる方向だ。本府省業務調整手当は本省職員のみ対象となるもので、地方公務員には無く、地方との賃金格差が拡大する一方だ。人事院が行った較差配分は、今後の県人事委員会勧告にも影響を及ぼす。県人勧闘争では、較差はすべて給与改定などに充当するよう交渉で強く求めていく必要がある。